

## 安全保障貿易管理に関する経済産業省への意見・要望等

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、法令・制度、該非判定、資料公表関係など全般的な問題点につき、毎年、経済産業省に意見・要望書を提出している。本年は平成22年4月からの輸出者等遵守基準の施行により、中小企業をはじめ、輸出等を行う者すべてについて、適切な輸出・技術の提供が求められることとなったのを受け、該非判定については事前相談窓口の充実や行政による該非判定サービスの実施、法令・制度関係については、分かりやすい法体系の実現などを中心に意見書を作成し、経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課および安全保障貿易審査課宛に10月26日付で提出した。

---

## 安全保障貿易管理に関する経済産業省への意見・要望等

平成22年10月26日  
社団法人日本貿易会  
安全保障貿易管理委員会

### 法令・制度関係

#### 1. 分かりやすい法体系等の実現

① 外為法、政令、省令、通達、告示、お知らせ、というように外為法の48条及び25条を頂点として、政令以下ピラミッドのように体系化されており、それぞれがどのように関連しているのか理解しづらいものになっている。省令・通達・告示の一本化を図るなど簡素化し分かりやすいものにしていただきたい。

② 条文の書きぶりが難解であるので、規制される側にとって分かりやすい平易な書きぶりとしていただきたい。また、規制貨物・技術仕様等についても、規制分野に詳しくない人にも解釈の相違などが起こらないよう分かりやすい書きぶりにしていただきたい。

(例：貿易外省令 第9条第2項第五号 除外規定における除外)

③ 国際レジームの合意事項を法令に落とし込むに当たっては、国際レジームの表現を踏襲することを原則とし、国際レジーム原文で定義が明確でないものについては、国際レジームの場において議論を行い、定義の追加を行うなど分かりやすい法令の実現に努めてもらいたい。

(例1：輸出令別表第1の14の項(11)については、爆発物の痕跡の定義追加をお願いしたにも拘らず、原文に当該用語に係る記載がないという理由で不要との回答であった。)

(例2：貨物等省令第3条第二十六号に「電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置」とあるが、材料、装置について具体的にスペックを設定していただきたい。)

- ④ 告示等が数多く出されているが、政令及び省令が委譲する告示等がどれなのか分かりにくい。具体的には、政省令の条文をHPに掲載して、告示等に言及する記述があればそこにリンクを貼って、当該告示等が現れるようにしていただきたい。

## 2. 誓約書

- ① 輸出者及び経済産業省の同意なく、需要者が当該貨物を再移転したことが判明した際、輸出者の誓約書（需要者等が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する。）に則り報告を行うと、誓約違反扱いとなる。輸出者としては誓約を履行しているので、再発防止策を含む経緯書の提出は不要としていただきたい。
- ② 誓約書の有効期間は、書類保存期間と同じ期間としていただきたい。現状は貨物が存在する限り無期限となっており、輸出者の管理負担が過度に重いと言わざるを得ない。

## 3. 輸出した機器等の据付報告

- ① 輸出許可付帯条件の一つとして、機器等の据付報告があるが、当該据付報告に必要な写真について、「敷地入り口から据付場所に至るまでの全ての写真が、連続的に追跡できること」といった過剰な確認方法が求められることがある。据付報告に必要な写真は、据付場所の写真のみとするなど、本制度の手続きの緩和もしくは廃止を検討いただきたい。

### 該非判定関係

1. 製造メーカーによる該非判定書の提出について、経済産業省よりメーカーに対して「輸出者から要請があれば該非判定書を提出する」旨の通達、お知らせもしくは協力依頼文書を発出していただきたい。
2. 安全保障輸出管理の主務官庁として、経済産業省には、該非判定のオーソライズができるような体制構築の検討をお願いしたい。具体的には、米国、欧州（英国、独国、オランダ等）先進諸国はもとより、アジアにおいても韓国、シンガポール、香港等において実施されているような行政による該非判定サービスを実施いただきたい。

### 3. 該非判定の事前相談等

- ① 該非判定の事前相談については、企業名等の公表\*及び「条件の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る」を削除頂き、かつ E-mail 等による相談及び該非判定結果の連絡ができるような使い勝手のよいものにしていただきたい。

\* 輸出者の名称、需要者の名称、住所等は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の不開示事由に相当し、公表すべきではないと思われま

- ② CISTEC が配布しているような該非判定を容易に行えるような無料のツール(項目別対比表、パラメータシート)を充実させていただきたい。

- ③ 本年 4 月より、CITEC(安全保障貿易情報センター)において、輸出管理相談窓口として中小企業輸出管理支援センター(経済産業省委託事業)が創設されているが、本窓口において該非判定に係る相談も実施するようにしていただきたい。

#### 資料公表・HP 関係

##### 1. 安全保障貿易管理のホームページを充実していただきたい。

- ① 和文HPに比較して英文HPのコンテンツが極めて少ない。従前より、コンテンツの充実を図るとのご回答をいただいているが、進展がないと言わざるを得ない。また、サイトマップを付けるなどして見やすいホームページにしていただきたい。
- ② 輸出貿易管理令、同別表第1、外国為替令、同別表、貨物等省令等の法令、及び、その他の公開資料の英文版を載せていただきたい。外国人が日本国内より、輸出を行う又は特定記録媒体等の持ち出しに当たり、日本の法令を理解する必要があるため。
- ③ 国連制裁の状況(国連制裁国/規制内容、及び日本の規制内容等)を明確に把握することが困難である為、外務省、財務省、経済産業省の記載内容を一覧表などで閲覧できる体系的な情報提供をお願いしたい。
- ④ 不正な再移転防止のため、海外需要者に対し、「再移転時の適切な手続きの励行、事前同意後の移動」を要請するなど、法令遵守、移動の際の注意喚起を行っているが、海外需要者の中には、事前同意を必要とする背景、法令などについて理解が乏しいケースがみられる。海外需要者に再移転防止の誓約書の必要性が理解で

きるよう安全保障貿易管理のホームページに英文にて掲載願いたい。

- ⑤ 経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに載っている「輸出令及び貨物等省令のマトリクス表」は項番毎に掲載されており、用語検索が項番毎にしかできない。全体的な用語検索ができるようにしていただきたい。(項目毎に頁を分けな  
いで、1 から 15 項を 1 ページに掲載し、各項目のトップにはページリンクで飛  
ぶようにするなど)
- ⑥ 安全保障貿易管理ホームページ上の教育資料を充実していただきたい。
- ・ 現状、安全保障貿易管理ホームページには、適格説明会等で使用されたパワーポイント資料が掲載されているが、米国 BIS (商務省産業安全保障局) のホームページには、安全保障貿易管理につき、パワーポイントだけでなく動画や eラーニングの資料が充実しており、中小企業の輸出者や輸出管理の初心者にも分かりやすい内容となっている。
- (<http://www.bis.doc.gov/seminarsandtraining/seminar-training.htm>)
- これらを参考に安全保障貿易管理ホームページ上に、動画やパワーポイントで自ら学習できる教育資料を掲載願いたい。
- ⑦ 貨物等省令における規制貨物・技術スペック等の表現は各レジームの規制リストから規制条文にしていると思われるが、運用通達等の解釈等を参考に理解しようとしても規制分野に詳しくない一般の人には困難なことが多い。規制条文を理解する為の公開資料を HP 等に掲載して欲しい。現状、CISTEC のガイダンス等に説明はあるが有料であり、本来、輸出者に理解させるために無償の公開情報が必要である。米国の国務省は MTCR の各項番に対応した技術的ガイダンス (写真、図表付) を HP に掲載している。
- (<http://www.state.gov/www/global/arms/np/mtr/mtr.html>)
- 例として、省令第 3 条 1 号二十二の二 イ
- 「ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用するものであって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの」
- については、国務省の MTCR の技術的ガイダンスの “Item 12 -- Launch Support” では運用通達の解釈にない “コード変換器” も含めて具体的な分かりやすい説明がある。
- ⑧ 安全保障貿易管理に係る一般的な用語集を安全保障貿易管理ホームページに掲載いただきたい。

#### 輸出管理内部規程関係

安全保障貿易検査官室による輸出管理内部規程 (CP) の審査・受理期間の短縮 (本年度は、例年以上に時間がかかった)。これは同室が、細かい点まで CISTEC 発行の

「モデル CP ガイダンス」に掲載もモデル規定通りとするように企業に要求した結果であると思われる。『モデル CP』については、あくまでモデル（参考）としていただき、各企業の組織や実態を考慮のうえご指導願いたい。